

## 公募型樹木等採取試行応募要領

利根川上流河川事務所では、河川敷に繁茂する樹木の伐採をする方を公募します。

応募する場合は、応募様式に加え下記事項の内容及び現地条件を確認したうえで応募してください。

### 1. 公募日

令和7年8月1日

### 2. 概要

#### (1) 名称

公募型樹木等採取に伴う公募（埼玉県本庄市山王堂地先）

#### (2) 目的

河川敷に繁茂する樹木は、洪水時には水の流れを阻害し、さらに洪水により流出した樹木が下流の堤防や橋梁等に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、樹木は、河川の状況を把握するための巡視（河川パトロール）やカメラによる監視等の支障となることから、利根川上流河川事務所では伐採を行い、伐採した樹木を処分場に持ち込んで処分をしています。

これら伐採、処分の経費の縮減と木材資材の有効活用を図るため、伐採した樹木の無償配布を行っていますが、更なる経費縮減を図るため、樹木を伐採して薪等で活用いただける方（以下「採取者」という。）を試行的に公募します。

#### (3) 募集箇所（別紙－資料1を参照）

埼玉県本庄市山王堂地先（利根川右岸、坂東大橋上流付近）

なお、応募の際は、現地の状況を良くご確認ください。

#### (4) 採取する河川産出物の種類

採取は樹木を対象とし、樹種はハリエンジュ（ニセアカシア）、カジノキが主となります。

#### (5) 作業期間

令和7年11月1日（土）から令和7年11月30日（日）まで

#### (6) 作業環境

作業に伴う進入路については、別紙－資料2のとおりです。

#### (7) 試行の概要

河川敷に繁茂する樹木の採取については、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第25条（土石等の採取の許可）に基づき河川区域内の土地における土石その他の河川の産出物の採取には許可が必要で、その対象は土石のほか河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項に規定する竹木（以下「樹木」という。）、あし及びかや等と規定されています。

河川産出物の採取の申請は、許可を受けようとする者が随時行うこととされていますが、刈草や伐採した樹木については、飼料、農業資材、燃料などに利用されるなど地域ニーズがあることから、樹木、芝草及び雑草（以下「樹木等」という。）に限定し、更なる有効活用の促進を図っています。

河川管理者と民間の許可受け者（以下「選定者」という。）が除草や伐採等の役

割を分担した取り組みを試行するため、樹木等を採取する方を公募するものです。

#### (8) 根拠法令

##### ①河川法第25条

【概要】 河川区域内の土地において土石その他の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

##### ②河川法施行令（昭和40年政令第14号）第15条第1項

【概要】 法第二十五条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

### 3. 公募への参加資格

#### (1) 個人による応募

①直近1年間の税を滞納している者でないこと。

#### (2) 団体（企業）による応募

①公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。

②公募期間中において、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

③直近1年間の税を滞納している者でないこと。

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 4. 応募方法

応募については、別紙－1の応募様式に必要事項を記入し（押印は不要です。）、別紙－2の伐採作業計画書を添付のうえ、次の（1）の提出方法で、（2）の提出先（担当部局）へ、（3）の受付期間内に提出してください。

なお、選定後に必要な許可手続きの際に、別紙－1及び別紙－2の写しが必要となりますので、必ず写しを保存しておいてください。

#### (1) 提出方法

持参、電子メール又は郵送若しくは託送（簡易書留等記録に残るものに限る。以下「郵送等」という。）とします。

#### (2) 提出先（担当部局）

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 管理課 維持係

〒349-1198 埼玉県久喜市栗橋北2丁目19-1

電話 0480-52-3957

メールアドレス：ktr-tonejo-kanri@mlit.go.jp

#### (3) 受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年9月5日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

郵送等の場合は、令和7年9月5日（金）必着。

なお、応募様式に記載されている応募者の氏名（団体（企業）の場合は団体名と代表者名）、住所及び連絡先は、応募者の選定結果の通知、選定後の連絡にのみ使用し、目的外使用はいたしません。

## 5. 選定方法の概要

利根川上流河川事務所に設置する選定委員会において、応募書類に基づき、採取に関する計画及び採取を実施する工程、採取の面積などから総合的に評価し、所定の優れた者を選定します。

選定にあたっては、必要な情報収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施することがあります。

なお、上記の審査結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

選定結果の通知は、令和7年9月17日（水）以降、郵送若しくはメールにて応募者いただいた全員に通知します。

なお、令和7年9月19日（金）を過ぎても通知が届かなかった場合は、速やかに前記4.（2）の提出先（担当部局）へご連絡ください。

## 6. 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る許可申請書（別紙-3、以下「申請書」という。）を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、申請書に応募様式（別紙-1）、伐採作業計画書（別紙-2）及び選定通知の写しを添付し、令和7年10月6日（月）までに下記の担当部局に持参、電子メール若しくは郵送等にて提出してください。期限までに申請書の提出がない場合は、辞退したと見なします。

### 【許可申請に係る担当部局】

関東地方整備局 利根川上流河川事務所 八斗島出張所

住所：〒372-0827 群馬県伊勢崎市八斗島乙913

電話：0270-32-0168

メールアドレス：ktr-ks-tonejo-yata@mlit.go.jp

## 7. 作業にあたっての注意事項及び実施すべき安全対策等について

河川利用者や選定者の事故を未然に防止する観点から、河川管理者（利根川上流河川事務所）が、河川巡視等により採取の実施状況の把握を行い、作業の方法等について指示又は指導を行うことがあります。

作業にあたっては、下記について注意して実施してください。

- （1）作業においては、関係法令等を遵守してください。
- （2）作業時間は、8時30分～16時30分までとします。
- （3）道路に泥汚れ等を発生させた場合は速やかに清掃するものとし、現場内は整理整頓に努めてください。
- （4）選定者が樹木等の採取及び搬出するにあたり、周辺に生息する動植物並びに周辺環境等へ可能な範囲で影響を与えることのないよう実施してください。
- （5）採取行為は、法に基づく許可行為であるとともに、選定者の責任において行うも

のであるため、作業中の自損事故及び第三者への損害に対する賠償等は、選定者が責任を負うものであり、河川管理者は一切責任を負いません。

(6) 河川管理施設等（堤防、護岸等）を損傷させた場合については、その原因者の費用負担による復旧を求めます。または、河川管理者が自ら原状復旧を行った場合には、当該原因者に対し、復旧に要した費用の負担を求めることがあります。

(7) 第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、選定者は、速やかに河川管理者及び関係機関へ通報を行い適切に対応してください。

(8) 不測の事態により、河川管理者から採取の停止を指示することがあります。

この場合は採取のためにそれまでに生じた費用は、選定者の負担となります。

なお、河川管理者が指導を行ってもなお指導または許可条件等を守らない場合には、許可を取り消すことがあります。

## 8. 採取料の徴収

河川法に基づく許可に係る採取料の徴収は行わないものとします。

## 9. 完了報告

選定者は、採取が完了したときは、速やかに利根川上流河川事務所長に届け出てください。

## 10. 履行の確認

完了報告後、履行状況や許可条件の遵守状況について確認を行い、許可受け者に対して必要な指導を行うことがあります。

なお、採取の不履行と考えられる場合には、以降の公募において、申請者の選定から除外するなど応募者の選定の判断材料とすることがあります。

## 11. 現地説明会

選定者への通知後、現地説明会を9月下旬～10月上旬に開催する予定です。

なお、開催日時等は選定者の通知に併せてお知らせします。

## 12. 応募要領及び応募書類に対する質問

### (1) 応募要領及び応募書類に対する質問の提出

①提出方法：質問する場合は、別添「公募型樹木等採取に関する質問書」により、電子メール又は郵送等にて提出してください。

電話による質問はお受けできませんので、ご注意ください。

②提出先：関東地方整備局 利根川上流河川事務所 管理課 維持係

FAX番号 0480-52-7883

メールアドレス：ktr-tonejo-kanri@mlit.go.jp

③受付期間：令和7年8月1日（金）から令和7年8月22日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### (2) 質問に対する回答

①回答方法：質問者の方へ郵送又はメールで回答を行います。

②回答日：質問の内容を取りまとめのうえ、令和7年8月29日（金）までに行います。

### 1 3. 選定の取消

公募において示した参加資格のない者の申請書又は資料に虚偽の記載をした者を選定者としていた場合には、決定を取り消します。

### 1 4. その他

- (1) 現地状況（樹種、作業環境等）を確認し、了承した上で応募してください。
- (2) 応募状況により、箇所の変更をお願いする場合があります。